

北関東防衛局における中央調達事務の処理に関する達を次のように定める。

平成27年10月1日

北関東防衛局長 小柳 真樹

北関東防衛局における中央調達事務の処理に関する達

(目的)

第1条 この達は、中央調達事務の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(中央調達に係る補助者)

第2条 中央調達により調達する調達品等に係る監督及び検査に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第39号）第3条第1項の規定による中央調達に係る補助者は、次表の部課等の欄の区分に応じ、官職の欄にそれぞれ掲げる官職にある者とする。

部課等	官 職
装備部	部長、首席検査官
装備企画課	課長、課長補佐、主任情報セキュリティ監査官、 保全専門官、情報セキュリティ監査官
装備第1課	課長、システム調整官、装備管理官、主任原価監査官、 主任検査官、原価監査官、検査官
装備第2課	課長、システム調整官、装備管理官、主任原価監査官、 主任検査官、原価監査官、検査官
宇都宮 防衛事務所	所長、次長、システム調整官、装備管理官、 主任原価監査官、主任検査官、原価監査官、検査官、 情報セキュリティ監査官

2 前項に掲げる官職にある者以外の者が中央調達に係る補助者となる場合には、北関東防衛局長（以下「局長」という。）が別に指名するものとする。

3 局長は、前各項により指名したときは、指名を受ける者の氏名等について、別記様式により、速やかに防衛装備庁支出負担行為担当官に通知するものとする。

(中央調達に係る支出負担行為担当官の補助者の業務)

第3条 装備部長は、中央調達に係る支出負担行為担当官の補助者に係る業務について必要な事項を定めるものとする。

附 則

1 この達は、平成27年10月1日から施行する。

2 北関東防衛局における中央調達の事務の処理に関する達（平成19年北関東防衛局達第35号）は、廃止する。

附 則（令和6年3月29日北関東防衛局達第1号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式

関防第 号

防衛装備庁
支出負担行為担当官 殿
(調達管理部調達企画課長 気付)

北関東防衛局長

支出負担行為担当官補助者（選択）＊1 通知書

防衛装備庁において契約する調達品等の（選択）＊2に係る支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官の補助者となるべき職員について、別紙のとおり（選択）＊1したので通知する。

添付書類：別紙

[記載要領]

（選択）＊1：「指名・指名取消」「指名」「指名取消」のいずれかを記入する。

（選択）＊2：別紙における事務の範囲を踏まえて記入する。また、対象の調達品等が明確な場合は、具体的に記入する。

別記様式 別紙

所 属 (駐屯地名等)	官名又は階級	ふりがな 氏 名	事務の 範 囲	指名・任命 年 月 日	指名取消・ 解任年月日	備 考

備考：官職指定を行う場合には、「^{ふりがな}氏名」欄に指定された官職名を記入すること。